第4次消費者基本計画 基本的施策(関連事業)の実施状況 (令和6年度)

【実施評価基準】

「○」・・・・・実施したもの、または常時実施しているもの 「△」・・・・・令和6年度に一部未実施となったもの

「×」・・・・・令和6年度に実施できなかったもの

「一」・・・・・申込に応じて実施するものや、実施年度ではない等

の理由で、実施の機会がなかったもの「/」・・・・・事業を統合又は終了したもの

| 事業 | 担当 | +□ 1/ ÷n | +D 31/=# | 5 1.4.0 | 市光力 | 体系 | 市光中的 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-------|----------|------------|----------------|-----------------------------------|----------|--|----------|---|
| 番号 | 局・区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 1 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 危害・危険情報への対応 | 1 | 消費者から寄せられた危害・危険情報に対して、 状況を確認し、必要に応じて事業者指導等を行う。 ※消費生活用製品安全法に基づく製品事故に関する情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構 に情報提供する。 | 0 | 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費 生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報(消費生活相談情報)の収 集を行っているシステム(PIO-NET)により、情報共有を行っている。 |
| 2 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 消費者安全法に基づく立 入調査等 | 1 | 商品やサービスなどに関し、すきま事案における 重大事故などが発生した場合、消費者安全法に 基づき、事業者に対する報告徴収及び事務所な どへの立入調査などを行う。 | _ | 該当事案なし。 |
| 3 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622- 5174 | 食品関係施設の監視指導 | 1 | ホテル、旅館、食品製造施設、大型スーパーマーケットなどの食品関係施設に対して、食品衛生監視員が施設の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、食品の表示について監視指導を行うとともに、自主的な衛生管理体制の確立のため、衛生管理計画の作成、実施、記録等を行うよう指導及び助言を行う。 | 0 | 監視指導計画に基づき、重点監視施設等の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行った。 |
| 4 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 食品の試験検査 | 1 | 市内に流通する食品の安全性を確認するため、 食品関係施設で取扱う食品について、食中毒菌、 放射性物質、食品添加物、残留農薬等の収去(抜 き取り)検査を行う。また、食品製造施設に対し、 食品の安全性確保のため定期的に自主検査を実 施するよう指導を行う。 | 0 | 監視指導計画に基づき、重点監視施設等の立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、施設設備の衛生管理状況、各種記録の作成・保存等について監視指導を行った。また、食品製造施設の立ち入り等の際に、定期的な自主検査の実施について適宜指導を行った。 |
| 5 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 食中毒防止対策 | 1 | 食中毒菌やウイルス等による食中毒の発生を防止するため、食品関係施設に対して、食品の衛生的な取扱、十分な加熱調理、調理従事者からの二次汚染防止等について指導を行うとともに、自主的な衛生管理体制の確立のために、衛生管理計画の作成、実施、記録等を行うよう指導及び助言を行う。 また、食中毒予防に関するパンフレット等を市民に配布するなど、食中毒予防についての正しい知識の普及啓発を行う。 | 0 | 【ノロウイルス食中毒対策防止対策】 ・飲食店・魚介類販売施設等6.170施設に指導文書を送付した。 ・1,025施設に立入指導を実施した。 【カンピロパクター食中毒防止対策】 ・飲食店等3,216施設に指導文書を送付した。 ・259施設に立ち入り指導を実施した。 【アニサキス食中毒防止対策】 ・飲食店、魚介類販売施設等2,612施設に指導文書を送付した。 ・158施設に立ち入り指導を実施した。 【食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発】 ・広報さっぱろ7月号、11月号への食中毒予防記事掲載 |
| 6 | 保健福祉局 | 保健所 | 生活環境課 | 622-5165 | 環境衛生等関係施設対策 | 1 | 理・美容所、クリーニング所、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場など営業施設のほか、遊泳用プールや飲料水施設等の衛生水準の維持・向上及び営業者による自主管理の推進を図る。 | 0 | 立入件数 環境衛生営業等施設 1,410件 無許可営業施設 9件 建築物衛生法関係施設 223件 飲料水関係施設 260件 |
| 7 | 保健福祉局 | 保健所 | 生活環境課 | 622-5165 | 家庭用品安全対策 | 1 | 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」(昭和49年10月施行)に基づき、小売店で販売されている家庭用品の試買検査(試験目的に購入し、検査を実施)を行ない、基準に適合していることを確認し、その結果をホームページで公表する。(実施時期 5~2月) | 0 | 検査件数102件(違反なし) R6年度で予定していた6回の検査すべてを計画どおり実施した。 |
| 8 | 保健福祉局 | 保健所 | 医務薬事課薬事係 | 622-5162 | 医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する 立入検査(1) | 1 | ■ 医薬品等一斉立入指導 医薬品等の安全確保を目的に、薬局、店舗販売 業 医療機器販売業などの医薬品医療機器法に 基づく許可を受けた事業者等に対し、立入指導を 実施する。 | 0 | 一斉監視実施期間において、医薬品医療機器等法に基づく許可を受けた事業者等に対し立入指導を実施した。 立入検査実施件数:345件 |

| 事業 | 担当 | +□ \/ \ | +D \/ == | 南北平口 | 市 ₩ 4 | 体系 | ₽₽ ₩₩₩ | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|----------------------|------------|----------|-----------------------------------|----|---|----------|---|
| 番号 | 担当 局•区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 9 | 保健福祉局 | 保健所 | 医務薬事課医務係 | 622-5162 | 医薬品医療機器等法に基づく許可等施設に対する 立入検査(2) | 1 | ■ 医薬品等業務上取扱者に対する立入指導 病院、診療所等の医薬品取扱い施設に対して、医 薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を行 う。 | 0 | 病院立入検査時に、医薬品等の適正な取り扱いについて立入指導を実施した。 検査件数:196件 |
| 10 | 保健福祉局 | 保健所 | 医務薬事課医務係 | 622-5162 | 医務関係施設対策に対する立入検査 | 1 | 病院、診療所、施術所などの許可・届出等施設に 対して、従事者や医薬品、その他安全管理などに ついて立入検査を行う。 | 0 | 7月~8月に診療所定期立入検査を実施した。 また、9月~12月に病院定期立入検査を実施した。 診療所定期立入検査実施件数:63件 病院定期立入検査実施件数:196件 |
| 11 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進事業 | 1 | 食の安全・安心を確保するため、食産業や観光の振興も視野に入れた総合的な食の安全・安心に関する施策を策定し、安全・安心な食のまち・さっぽろの推進を図る。 | 0 | 【さっぽろ食の安全・安心推進協定事業】 ・新規協定締結数:0団体0事業者(平成21年度からの累計:25団体、513事業者) 【食の安全・安心おもてなしの店推進事業】 ・新規おもてなしの店登録数:0施設(平成27年度からの累計:403店舗) ・「地産地消・健康料理フェスティバル」にて事業内容の講演(PR)を実施 ・「いきいきウェルネスフェア」にて手洗いの予防啓発を実施 【安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議】 ・全3回会議を実施(7/9、8/28、1/29) 【さっぽろ食の安全・安心モニター事業】 ・29名の市民にモニターを委嘱。第1回、第2回、第3回調査活動を実施(6月、9月、12月) 【映画上映前動画広告による食中毒予防啓発(2回)】 ・夏:お肉はよく焼きで 冬:手洗い啓発 【古っぽろ子どき食品Gメン体験事業】・札幌市中央卸売市場にて実施。親子14組(28名)が参加。 【アレルゲンピクトグラムのHPでの周知】 ・特定原材料に準ずるもの「アーモンド」の追加 【食のまち・さっぽろフェスト】 ・1/25に地下歩行空間にて食の安全・安心に関する総合イベントを実施。延べ延べ4、573人来場(アンケート回収数、各コーナー体験人数、ステージ参加人数より算出。) |
| 12 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5170 | 自主的な食品衛生管理の推進 | 1 | 食品業界全体の衛生レベル向上のため、国際標準の衛生管理システムであるHACCPの考え方を取り入れた施設を認証する「AI機市食品衛生管理認証制度(さっぽろHACCP)」を普及促進し、食品等事業者の衛生知識の向上及び自主的な衛生管理の推進を図る。 | 0 | ・令和6年度は4月、8月、10月、12月及び2月に認証審査会を開催し、新規13施設、 更新17施設が認証された。 ・令和6年度末(令和7年3月31日)現在、延べ368施設が認証を受けている(内訳: 飲食店営業292施設、店頭販売店16施設、食品製造・加工・バックヤード部門60施 設)。 |
| 13 | 保健福祉局 | 保健所 | 動物愛護管理センター | 736-6134 | 動物取扱業監視指導業務 | 1 | ペットショップ、ペットホテル、動物園などの動物 取扱業者に対して、立入検査を行い、適正な動物 の取扱い、飼養施設の衛生管理状況、各種記録の 作成・保存等について監視指導を行う。 | 0 | 320件 内閣 ・新規登録に伴う立入検査 78件 ・登録事項変更に伴う立入検査 11件 ・登録更新に伴う立入検査 64件 ・市民からの苦情に伴う立入検査 25件 ・定期監視に伴う立入検査 142件 |
| 14 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 子どもの製品事故防止の取組 | 2 | 子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止 のために、講座やイベント等において保護者に注 意を呼びかけるほか、ホームページ等で情報提供 を行う。また、毎年5月第4週の「子どもの事故防 止週間」では、ホームページ等で情報発信を行う。 | 0 | ・子どもが被害に遭いやすい製品事故の未然防止のため、各区保育・子育て支援センター及び児童会館等21か所にて出張形式で講座を実施(参加者:168組)。・令和7年2月に、子育て関係事業者向けに、子供の事故防止に関する講座を実施(参加者:46人)。 |

| 事業 | 担当 | 4□ N/ ★# | +D 1// =## | 高-3-4-D | 古光力 | 体系 区分 | · 하사 - 100 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-------|----------|--------------|----------|--|----------|--|----------|---|
| 番号 | 局・区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績•特記事項等 |
| 15 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 札幌市消費者危害情報連 絡会 | 2 | 製品事故について、行政団体・消費者団体などの ネットワーク会議を開催して情報収集し、消費者 へ速やかに情報提供する。 | 0 | 書面による照会及びとりまとめ結果の情報提供を行った。 |
| 16 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者への情報提供 | 2 | 危害の拡大及び再発の防止のため、各種検査や 調査等により得た情報を必要に応じ、各種広報媒 体を活用して消費者へすみやかに情報提供する。 | 0 | ・消費者庁や国民生活センターから提供される情報について、X(旧Twitter)を活用して情報発信を行った。 |
| 17 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 災害時における価格動向の調査や監視 | 3 | 災害時における生活関連商品の価格や需給動向の把握、市民への情報提供などを行う手順について、防災訓練等の場において災害業務マニュアルにより確認する。 | 0 | 1月28日実施予定の災害対策本部訓練において、災害業務マニュアルに基づき対応した。 |
| 18 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 災害に便乗した悪質商法 等について情報の発信 | 3 | 災害に便乗した悪質商法や、災害時に特有の契約トラブルによる消費者被害を未然に防止し、救済するため、悪質商法などの情報を発信するとともに、災害時の消費生活相談体制を整備する。 | 0 | ・令和3、4年度と雪害による契約不履行等で相談件数の多かった除排雪サービスに 係る契約トラブルの注意点について、本市HPに掲載している。下半期において、本市 X(旧Twitter)やInstagramでも注意喚起を実施した。 ・市内における災害はなかったが、災害時に備え、災害業務マニュアルを定期的に再確 認するなど、災害時の消費生活相談体制について、周知徹底を図っている。 |
| 19 | 経済観光局 | 中央卸売市場 | 管理課 | 611-3111 | 全国の中央卸売市場及び 道内の主要卸売市場との 災害時相互応援協定の締 結 | 3 | 全国の中央卸売市場及び道内の主要卸売市場との間で災害時の相互応援協定を締結しており、災害発生時における市民への生鮮食料品の安定供給の維持を確保する。 | 0 | 全国の中央卸売市場との協定については、39都市64市場と締結。 道内の主要卸売市場との協定については、24都市30市場と締結。 |
| 20 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課表示検査担当係 | 728-2111 | 家庭用品の品質表示に関する立入検査 | 4 | 家庭用品品質表示法(第19条第1項)に基づき、 販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳 列している家庭用品について、法に規定する適正 な表示が付されているかどうかを検査する。 | 0 | 検査対象の販売店7店舗に立ち入り検査を実施した。 |
| 21 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課表示検査担当係 | 728-2111 | 消費生活用製品の表示に 関する立入検査 | 4 | 消費生活用製品安全法(第84条第1項)に基づき、販売業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している特定製品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。 | 0 | 検査対象の販売店9店舗に立ち入り検査を実施した。 |
| 22 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課表示検査担当係 | 728-2111 | 電気用品の表示に関する立入検査 | 4 | 電気用品安全法(第46条第1項)に基づき、販売事業者が消費者へ販売するために店舗等に陳列している電気用品について、法に規定する適正な表示が付されているかどうかを検査する。 | 0 | 検査対象の販売店30店舗に立ち入り検査を実施した。 |
| 23 | 保健福祉局 | ウェルネス推進部 | ウェルネス推進課 | 211-3516 | 食品表示法に基づく食品 の表示及び広告に関する 指導(1) | 4 | 健康増進法及び食品表示法に基づき、食品製造業者等に対して、適正な栄養成分表示等の相談及び指導や、健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告の適正化のための指導を行う。 | 0 | ○健康増進法(特別用途表示・誇大表示の禁止) 指導・相談件数 3件 ○食品表示法(栄養成分表示) 指導・相談件数 96件 |
| 24 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 食品表示法に基づく食品 の表示及び広告に関する 指導(2) | 4 | 食品添加物、アレルギー物質、期限表示などが適 正に記載されているかを確認し、必要に応じて製 造販売業者に対して指導を行う。 | 0 | 営業許可申請の審査時、施設への立入時等に食品表示を確認し、必要な指導を行った。 |

| 事業 | 担当 | 也水如 | +D 水量 | 泰红亚口 | 市光夕 | 体系 | 市 挫 小の | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-------|-------|--------------|--------------|-------------------------------------|----------|---|----------|--|
| 番号 | 局・区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 25 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課表示検査担当係 | 728-2111 | 食品表示法に基づく食品 の表示及び広告に関する 指導(3) | 4 | 原材料名や原料原産地名などの表示が適正に表示されているかについて、食品事業者に対し必要に応じた指導を行う。 | 0 | 食品表示法等に基づく適切な表示が行われていない疑いのある事業者に対して、12件の調査を実施(口頭指導7件、文書指導2件、他機関への情報回付1件、不問1件、調査中1件。※昨年度からの継続調査4件含む。)。 食品表示に関する事業者等からの問い合わせについて、132件の回答を行った。 |
| 26 | 保健福祉局 | 保健所 | 医務薬事課薬事係 | 622- 5162 | 医薬品等の記載事項等に 対する指導 | 4 | 医薬品等の販売業者等に対して、医薬品及び医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第50条等に規定する直接の容器等の記載事項や同法第66条から第68条に規定する医薬品等の広告について必要な指導を行う。 | 0 | 更新検査時に薬局製造販売医薬品製造販売業者等に対し、薬局製造販売医薬品の表示を確認するとともに必要な指導を行った。 また、医薬品等販売業者、広告事業者等に対し、医薬品等の記載事項、広告等について確認し、必要な助言・指導を行った。 対応件数:16件 |
| 27 | 環境局 | 環境事業部 | 循環型社会推進課 | 211-2928 | 容器包装簡素化に向けた取組の推進 | 5 | 事業者や市民団体とともに、容器包装の簡素化 の取組や広く市民への情報発信を行う。 | 0 | ・事業者・市民団体・行政の三者協定により、事業者のレジ袋有料化による削減の取組 みを支援している。R6年度の取組結果は次のとおり。 ・マイバッグ等平均持参率(R6.4~R7.3):85% ・LLサイズレジ袋に換算で1.1億枚を削減 ・10事業者23店舗が協定に参加している。 ・うち4事業者と連携して「指定ごみ袋を活用したレジ袋削減に関する実証実験」を行 い、レジ袋の削減を市民に呼びかけた。【R7年2~3月】 |
| 28 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課計量検査所 | 846-6681 | 商品量目立入検査等の実施 | 5 | 商取引の盛んな中元期や年末期において、スーパーマーケットなどで販売している商品の包装における内容量表記について検査し、適正な包装の表記について指導する。 | 0 | 商品量目立入検査の際に、商品の包装における内容量表記について確認を行った。 |
| 29 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課計量検査所 | 846-6681 | 計量法に基づく検査の実施 | 6 | 計量法に基づき、商店、市場、病院等の事業所等において、取引又は証明に使用している「はかり」の定期検査を実施する。 | 0 | 隔年で検査を実施しており、今年度は中央区・南区・西区及び手稲区の事業所等を対象とし、取引・証明に使用しているはかりの定期検査を実施した。 検査戸数1,354戸、検査台数4,546台、分銅・おもり361個。このうち不合格計量器が69台あり、不適正計量器を所有する54事業所に対し改善指導を行った。 |
| 30 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課計量検査所 | 846-6681 | 商品量目立入検査等の実 施 | 6 | 商取引の盛んな中元期や年末期において、スーパーマーケットなどで販売している商品の内容量表記について検査し、適正な計量方法について指導する。 | 0 | 青果、水産品、精肉、惣菜等を自店舗で計量し、パック販売している商品について抜取 検査を実施。店舗面積が1,000㎡を超える店舗等を対象として6月から11月に実施 した。 検査戸数 60戸 検査個数3,620個 不適正戸数5戸 不適正個数48個 |
| 31 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課計量検査所 | 846-6681 | 特定計量器の立入検査等の実施 | 6 | タンクローリーやガスメーターなどの特定計量器の精度・性能や法定有効期間について検査し、適正な計量器の使用について指導する。 | 0 | 【部市ガスメーター】 ・令和6年5月15日に台帳検査を実施した。 ・検査事業所数1事業所(北ガス)、検査器物数46,000個(白石区分)、このうち不適正計量器20個、不適正計量器については改善措置報告を行うよう指導した。 【LPガスメーター】 ・令和6年6月5日~6月24日までの期間に台帳検査を実施した。 (上ガカメーター】 ・令和6年6月5日~6月24日までの期間に台帳検査を実施した。 ・検査事業所数29事業所、検査器物数77,862個、不適正器物なし。 【灯油宅配用タンクローリーメーター】 ・令和6年9月10日~9月13日までの期間、白石区又は厚別区に設置している灯油宅配用タンクローリーメーターを対象に器物検査を実施した。 ・・検査事業所数26事業所、検査器物数58個、このうち不適正計量器1個(有効期間経過、不合格計量器を所有する1事業所に対し改善措置報告を行うよう指導した。 【自動車等給油メーター】 ・令和6年9月25日~10月15日までの期間、白石区のガソリンスタントに設置している自動車等給油メーターの構造検査及び器物検査を実施した。 ・検査実施35事業所、検査器物数605個。このうち不適正側数1個(検定証印が欠損)。不適正計量器について改善措置報告を行うよう指導した。 【水道メーター】 ・令和7年2月18日及び2月19日に台帳検査を実施した。 ・検査対象:水道局、検査器物数:13,145個、不適正なし。 |

| 事業 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|-------|------------|----------|----------------------------|----------|---|----------|--|
| 番号 | 局·区 | 뜨리마 | 担当味 | 电动钳与 | 尹未石 | 区分 | 3.1 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 32 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課計量検査所 | 846-6681 | 計量啓発事業 | 6 | 毎年11月の「計量月間」に啓発ポスターの掲示・ 配布を行うほか、市民との交流イベント「計量ふれ あい広場」を開催するなど、計量制度に関する普 及啓発を図る。 | 0 | ・令和6年11月1日から11月30日までの期間、市内公共施設88か所に計量啓発ポスターの掲載を依頼した。 ・令和6年10月22日に「チ・カ・ホ」(札幌駅前通地下広場憩いの空間)にて交流イベント「計量ふれあいひろば」開催した。 |
| 33 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課計量検査所 | 846-6681 | 計量器の精度確認 | 6 | 家庭用計量器などについて、正確性を確認したいという申し出があった場合に、精度確認を行う。 | 0 | 一般の事業所のはかり82台、市立学校のはかり94台、計176台について、精度確認を実施した。 |
| 34 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 取引行為の適正化に向け た迅速な調査・指導 | 7 | 相談受付状況を注視し、不当な取引行為を行って いる疑いがある事業者に対し、迅速に調査を行 い、必要に応じて指導等を行う。 | 0 | 不当な取引行為が疑われる事例について、事業者に対して18件の調査・指導を実施 (条例に基づく調査指導等は4件、電話などによる注意喚起は14件)。 |
| 35 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 国・北海道・北海道警察と の連携 | 7 | 国、北海道、北海道警察と連携し、悪質商法などに関する情報を共有することで、消費者被害に関する広域的な取組や悪質事業者に対する指導の強化を図る。 | 0 | 「消費者被害防止対策連絡会議」(北海道主催)が10月に開催され、北海道、北海道警察、北海道経済産業局、北海道立消費生活センターと情報交換を実施。また、令和5年度の消費生活相談の受付状況等について情報共有し、不当な取引行為が疑われる消費者トラブルについて情報共有を実施。 |
| 36 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 適格消費者団体との連携 | 7 | 適格消費者団体・特定適格消費者団体が行う消費者団体訴訟の際に、消費者センターに寄せられた相談内容について情報提供するなど、積極的に協力し、消費者被害の拡大防止を図る。 | 0 | 特定適格消費者団体(ホクネット)に対し、差止請求対象事業者等に係る消費生活相談情報の提供や、情報交換等を行った。加えて、特定適格消費者団体(ホクネット)と問題視している相談事例について情報交換を行い、調査・指導を行う上での条例適用等について助言を受ける「事業者指導等に係る消費者行政支援業務」を2回実施した。 |
| 37 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 適正な取引行為の推進 | 8 | 相談事例や適用される関係法令等の周知のため、事業者に対し、意見交換会での積極的な情報提供や研修などを実施し、適正な取引行為を徹底させる。 | 0 | 不当な取引行為の防止に係る事業者の取り組みについて、41件の事業者に対して相談の有無や相談事例を情報提供することで協力した。 うち12件について、逐条解説を用いて不当な取引行為の基準を周知した。 消費者相談窓口を持つ事業者団体との消費者相談窓口懇談会について、各団体への 個別訪問などにより実施した。 各団体での相談内容や本市に寄せられた相談内容を情報共有するとともに、不当な 取引行為について逐条解説を用いて注意喚起を行った。 (本業者団体) (公社)北海道建・事務所協会、1 ・(公社)北海道建築士事務所協会、1 ・北海道広告業協会 ・北海道広告業協会 通信事業者等に対して、消費者センターに寄せられた相談内容や不当な取引行為につ いての情報提供を2回行った。(4事業者) |
| 38 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 高齢者、障がい者、関係機 関等に対する情報提供 | 8 | 拡大の恐れがある被害事例について、消費者被 害防止ネットワークを通じ、地域への迅速かつ細 やかな注意喚起を行うことで、被害の拡大防止を 図る。 | 0 | ・地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関、消費生活サポーター等に対し、「みまもり通信」を毎月電子メール等で配信し、町内における供覧や掲示、訪問活動時の配布などによる注意喚起に活用いただいた。・消費者被害防止ネットワーク事業を通じて受付した相談事例について、地域包括支援センターや障がい者支援事業所などの福祉機関に対して毎月メールで配信し、各サービス事業者等への情報共有・注意喚起に活用いただいた。・消費生活推進員によるミニ講座を40回実施した(受講者・819人)。・地域活動団体向け講座を3回実施した(受講者・55人)。 |

| 事業 | 担当 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 市类中央 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-------|------------------|--------------|----------|---------------------------------------|----------|--|----------|---|
| 番号 | 局•区 | 担当部 | 担当誄 | 电話番写 | 争兼石 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 39 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 各種媒体を活用した悪質 事業者等に関するきめ細 やかな情報提供 | 8 | 悪質事業者やその手口に関する情報について、必要とするすべての市民に届けられるよう、ホームページや各種広告など様々な媒体を活用して情報提供を行う。 | 0 | ・札幌市公式HPの消費生活のページ、X(旧Twitter)及びInstagramにおいて、適宜情報提供した。 |
| 40 | 経済観光局 | 中央卸売市場 | 管理課 | 611-3111 | 中央卸売市場施設の維持 管理 | 9 | 水産棟、青果棟等の市場施設の維持管理を図り、 安全・安心な生鮮食料品の安定的かつ円滑な流 通に努める。 | 0 | 施設の維持管理に努めている。 |
| 41 | 経済観光局 | 中央卸売市場 | 経営支援課 | 611-3114 | 卸売業務の監督指導 | 9 | 市場で行われる卸売業務について、卸売市場法、 札幌市中央卸売市場業務規程等の関係法令に基 づく監督指導を行うことにより、取引と品質管理 の適正化を図り、安全・安心な生鮮食料品の安定 的かつ円滑な流通に努める。 | 0 | 継続して監督・指導を行っている。 |
| 42 | 経済観光局 | 経営支援·雇用労 働担当部 | 商業·経営支援課 | 211-2372 | 商店街に対する融資 | 9 | 商店街の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等を対象に融資することで、事業活動の促進を図り、地域経済を活性化する。 | 0 | 【新規融資実績】 (事業革新支援資金の内、商店街の活性化に資する事業を資金使途とする融資) 融資実績なし |
| 43 | 経済観光局 | 経営支援·雇用労働担当部 | 商業·経営支援課 | 211-2372 | 商店街の消費の場として の魅力向上への支援 | 9 | 商店街のにぎわい創出や集客力アップに寄与する取組を支援し、地域の消費の場としての魅力向上を図ります。 | 0 | 令和6年度補助決定額等 「商店街地域力向上支援事業」 ①にぎわいづくり型 46件、7,677千円 ②SDGs推進型 8件、2,294千円 「商店街商業機能向上支援事業」 ①集客力アップ事業 22件、9,453千円 ②新商品・新サービス開発支援事業 0件、0円 「商店街基盤強化事業」 ①加入促進事業 24者、2,950千円 ②商店街応援隊派遣事業 215回 |
| 44 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 石油製品小売価格に関する調査及び情報提供 | 10 | 市民にとって重要な生活関連商品である石油製品価格について、毎月2回、市内の小売店を対象に聞き取り調査を行い、その調査結果について情報提供を行う。 | 0 | 毎月10日、小売店に対して電話にて聞き取り調査を実施し、プレスリリース及び札幌市公式ホームページへ掲載し、消費者へ情報提供を行った。なお、令和6年度からは調査回数を月1回に変更している。 調査対象は、市内の燃料小売店60店及びガソリンスタンド40店の計100店舗。 対象品目は灯油のみで3品目。 |
| 45 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課表示検査担当係 | 728-2111 | 年末年始主要食料品・石油 製品等に係る懇談会の開 催 | 10 | 年末年始や冬期間に需要が増大する主要食料品や石油製品などについて、関係業界団体などとの懇談会を開催し、需給や価格の動向見通しに関する情報収集を行う。また、収集した情報を消費者へ提供するとともに、必要に応じて供給の確保、価格の安定について業界団体などに対して要請を行う。 | 0 | 書面により開催し、関係業界団体などから得た需給や価格の動向の見通しを取りまとめ、プレスリリース及び札幌市公式ホームページへ掲載し、消費者へ情報提供を行った。 |
| 46 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 生活関連商品小売価格に 関する調査及び情報提供 | 10 | 市民生活に関わりの深い生活関連商品の価格や 需給状況について、毎月市内の小売店に調査を 行い、その調査結果について情報提供を行う。 | 0 | 生鮮食料品・日用品などの生活関連商品について、「価格調査モニター」による店頭調査を毎月上旬に実施し、プレスリリース及び札幌市公式ホームページへ掲載し、消費者へ情報提供を行った。 調査店舗は、市内のスーパーや小売店等、30店舗。 対象品目は、34品目(6品目群)。 |

| 事業 | 担当 | 担当部 | +D W = H | 泰红亚口 | 市 世 <i>夕</i> | 体系 区分 | 事 牲市均 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|-------|----------------------|-------------|----------------------------|----------|---|----------|---|
| 番号 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 47 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 消費生活相談事業 | 11 | 消費者センターにおいて、来訪、電話、インター ネットにより、消費者からの苦情相談に対応す る。また、消費者庁及び国民生活センターと全国 の消費生活センターを結ぶ全国消費生活情報 ネットワーク(PIO-NET)に参加し、広域的、全国 的な消費生活相談に対応する。 | 0 | 2024年4月〜2025年3月までの相談件数:9,398件 うち来訪788件、電話8,238件、文書372件となっている。 |
| 48 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 相談環境の充実 | 11 | インターネット相談の周知や充実を図るととも に、土・日曜日などに相談可能な窓口を確保する。 | 0 | 札幌市公式ホームページにてインターネット消費生活相談を実施している。また、土日に緊急を要するような相談については、ホームページ上で国民生活センターなど、土日相談が可能な相談窓口の紹介を行っている。 令和6年度(4月~3月)インターネット相談:325件 |
| 49 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 相談窓口の認知度向上 | 11 | 消費者ホットライン「188」及び消費者センターの相談窓口としての認知度向上のための取組みを推進する。 | 0 | ・令和6年5月と令和7年3月に、地下鉄駅掲示板へポスターを掲示し、悪質商法に関する注意喚起と併せて、消費者センター及び消費者ホットライン「188」について周知・ |
| 50 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係·調 查指導係 | 211-2245 | 相談員の資質向上 | 11 | 相談員の研修機会の確保や複雑かつ専門的な相談に対する専門機関との連携体制の構築を行い、相談対応の質の向上を図る。 | 0 | ・消費生活相談弁護士派遣事業:24回(毎月2回実施)・消費生活相談員を、(独)国民生 |
| 51 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 相談員の人材確保 | 11 | 職業としての消費生活相談員の周知や、消費生活相談員資格取得の支援等を行う。 | 0 | ・本市ホームページ及びX(旧Twitter)にて、消費者庁が実施する「消費生活相談員資格試験対策講座」及び「消費生活相談員資格試験」の周知を行った。 |
| 52 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 消費者苦情処理部会の運営 | 11 | 消費者から受けた苦情を円滑に解決する必要がある場合、消費者苦情処理部会において苦情のあっせん又は調停を行う。 | _ | ・苦情処理部会への付託事案なし。 |
| 53 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 事業者や事業者団体にお ける相談窓口との連携等 | 11 | 消費者に対する相談窓口のある事業者や事業者 団体と、情報共有や意見交換を行う機会を設け、 相談窓口相互間の連携を強化する。 | 0 | 消費者相談窓口を持つ事業者団体との消費者相談窓口懇談会について、各団体への 個別訪問などにより実施した。 各団体での相談内容や本市に寄せられた相談内容を情報共有するとともに、不当な 取引行為について逐条解説を用いて注意喚起した。 〈事業者団体〉 ・(公社)北海道宅地建物取引業協会 ・(一社)北海道建築士事務所協会札幌支部 ・札幌市管工業協同組合 ・北海道広告業協会 |

| 車業 | 担当 | In state | ATTALL TO | | | 体系 | | | 事業実施状況(令和6年度) |
|------|-----------|----------|-----------------------|----------|--|----------|--|----------|--|
| 事業番号 | 担当 局•区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 54 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 裁判外紛争手続(ADR)機 関との連携 | 11 | 消費者被害救済の選択肢を増やすため、裁判外 紛争手続き(ADR)を行う関係機関の活動につい て消費者へ周知するとともに、さらなる連携のあ り方について検討する。 | 0 | ・消費生活相談やインターネット消費生活相談において、相談内容に応じて相談先の一 つとして、案内するようにしている。 |
| 55 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調査指導係 | 728-2111 | 専門的関連団体との連携 による相談及び調査指導 体制の充実 | 11 | 弁護士会や適格消費者団体と連携し、消費生活 相談や事業者の調査指導等の充実を図る。 | 0 | 特定適格消費者団体(ホクネット)と問題視している相談事例について情報交換を行い、調査・指導を行う上での条例適用等について助言を受ける「事業者指導等に係る消費者行政支援業務」を2回実施した。 |
| 56 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 相談体制の維持・充実 | 11 | 相談体制の維持・充実のため、職業としての消費 生活相談員の周知や、消費生活相談員資格取得 の支援等を行う。 | 0 | ・本市ホームページ及びX(旧Twitter)にて、消費者庁が実施する「消費生活相談員資格試験対策講座」及び「消費生活相談員資格試験」の周知を行った。【再掲51】 |
| 57 | 総務局 | 広報部 | 市民の声を聞く課 | 211-2045 | 市政外相談事業 | 11 | 日常生活上のさまざまな問題を解決することにより、市民生活の安定に寄与することを目的として実施。消費生活に関する相談は、弁護士による法律相談において、助言・アドバイス等の対応を行う。 | 0 | ・本庁1階市民の声を聞く課及び各区役所にて相談を実施 ・令和6年度 7,832件(うち法律相談 2,863件) |
| 58 | 保健福祉局 | 総務部 | 地域福祉·生活支援課地域 福祉推進係 | 211-2932 | 成年後見制度利用促進事業 | 11 | 認知症高齢者等の権利擁護支援を図るため、成年後見制度の利用に関する相談や、後見活動に関する相談や、後見活動に関する相談対応を実施する。 ※令和4年3月に相談対応等を行う成年後見推進センターを設置 | 0 | 札幌市成年後見推進センターにて、ホームページ運営やパンフレット配架のほか、成年 後見制度に関する相談対応を実施。 令和7年3月末時点での相談件数:1,716件 |
| 59 | 保健福祉局 | 高齢保健福祉部 | 介護保険課 | 211-2547 | 地域包括支援センター・介 護予防センターにおける高 齢者の総合相談支援 | 11 | 地域包括支援センター及び介護予防センターは、 地域における初期相談の場として、高齢者が住み 慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続 するため、どのような支援が必要かを幅広く把握 し、適切なサービス、関係機関又は制度の利用に つなげていく等の支援を行う。 | 0 | 訪問、電話、面接等により、高齢者の相談を幅広く受け、適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげていく等の支援を実施。 |
| 60 | 保健福祉局 | 高齡保健福祉部 | 介護保険課 | | 地域包括支援センターにおける権利擁護業務(高齢者の成年後見制度に関する相談・利用支援、消費者を制度に対する時が、利用支援、消費者を受ける普及・啓発、関係機関との連携・協力) | 11 | 地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談支援を行う中で把握した、権利擁護に関し支援が必要な高齢者について、その状況に応じ、札幌市社会福祉協議会が行う権利擁護事業や成年後見制度の利用に向けた情報の収集、家族・関係者等との調整などの利用支援を行う。また、高齢者の消費者被害防止のために、これらに関する情報の把握と防止に向けて必要な知識の普及・啓発、消費者センターなどの関係機関との連携・協力を行う。 | 0 | ・訪問、電話、面接等により、消費者被害を含む権利擁護に関する相談を受け、必要時 に消費者センターや警察への相談を実施。 ・消費者被害啓発講話等を実施。 |
| 61 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 食品衛生関係市民相談への対応 | 11 | 市民などから寄せられる食品衛生関係の苦情・相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。 | 0 | 市民などから寄せられる苦情・相談に対し、必要に応じて関係施設等に対し調査及び 指導を行った。 |

| 事業 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|-------|-----------------------|--------------|---|----------|--|----------|--|
| 番号 | 局·区 | 뜨리마 | 担当林 | 电前钳写 | 尹未石 | 区分 | 3.11.3.2 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 62 | 保健福祉局 | 保健所 | 生活環境課 | 622- 5165 | 環境衛生関係市民相談へ の対応 | 11 | 市民などから寄せられる環境衛生関係の相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。 | 0 | 相談件数 環境衛生営業等施設 107件 環境衛生営業等施設 107件 環境衛生営業等施設その他 5件 建築物衛生法関係施設 0件 建築物衛生法関係施設 4件 飲料水関係施設 4件 飲料水関係施設その他 13件 13分・昆虫等 1,055件 室内環境 57件 その他 639件 |
| 63 | 保健福祉局 | 保健所 | 動物愛護管理センター | 736- 6134 | 動物取扱業に関する市民相談への対応 | 11 | 市民などから寄せられる動物取扱業に関する相談に対応し、必要に応じて調査や指導を行う。 | 0 | 54件 内訳 ・鳴き声 2件 ・鳴き声 2件 ・施設の不衛生 5件 ・動物の不衛生 2件 ・店員等の対応 3件 ・病気の動物を展示・販売 5件 ・虐待疑い 13件 ・その他 24件 |
| 64 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者被害防止ネットワー クの拡充 | 12 | 消費生活サポーターとして登録した市民や団体を始め、地域で活動する企業・関係機関と連携して見守りネットワークを拡充し、消費者被害の早期発見・救済を図る。 | 0 | ・消費者被害防止ネットワーク事業事務局において、相談を受付(相談件数40件。うち 実態調査案件はなし。) ・「みまもり通信」をX及び市公式HPに掲載し、情報提供を行った。 【サポーター登録数】 個人サポーター:446人 団体サポーター:48団体 |
| 65 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 見守りの担い手の知識向 上 (消費者被害防止ネット ワーク事業) | 12 | 地域で高齢者や障がい者等を見守る立場の人に 対して講座や各種媒体を通じた情報提供を行い、 知識の向上を図る。 | 0 | ・地域包括支援センター、相談支援事業所等の高齢及び障がい福祉機関、消費生活サポーター等に対し、「みまもり通信」を毎月電子メール等で配信し、町内における供覧や掲示、訪問活動時の配布などによる注意喚起に活用いただいた。・消費者被害防止ネットワーク事業を通じて受付した相談事例について、地域包括支援センターや障がい者支援事業所などの福祉機関に対して毎月メールで配信し、各サービス事業者等への情報共有・注意喚起に活用いただいた。・消費生活推進員によるミニ講座を40回実施した(参加者:819人)。・・地域活動団体向け講座を3回実施した(参加者:55人)。 [再掲38] |
| 66 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | みまもりの担い手との情報交換 (消費者被害防止ネット ワーク事業) | 12 | 地域包括支援センター等の関係機関と情報交換会を実施することにより、連携を強化する。 | 0 | 7区(中央区、北区、東区、白石区、豊平区、南区、西区)の地域包括支援センター等との情報交換会を計8回実施し(西区のみ2回)、実際に介護の現場で起きている消費者トラブルについて情報収集するとともに、最新の消費者トラブルの傾向等を提供した。 |
| 67 | 保健福祉局 | 総務部 | 地域福祉·生活支援課地域 福祉推進係 | 211-2932 | 成年後見制度利用促進事業 | 12 | 権利擁護支援が必要な方について、本人の状況に応じ、成年後見開始前は本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見開始後は、これに成年後見人等が加わる形で「チーム」として関わる体制づくりを主体的に進め、日常的な関わりを通して本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう推進する。 | 0 | 札幌市成年後見推センターにて、「チーム」として関わる体制づくりに取り組む。取り組みの実施にあたっては、関係機関に事業内容を周知し必要に応じて活用を促していく。 令和7年3月末時点での実施件数:18件 |
| 68 | 保健福祉局 | 総務部 | 地域福祉·生活支援課地域 福祉推進係 | 211-2932 | 日常生活自立支援事業 | 12 | 札幌市社会福祉協議会を実施主体として、認知症や障がいのため日常生活上の判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する。 | 0 | ・相談件数:14,579件 ・契約件数:145件 ・生活支援員活動者数: 797人(延べ人数) ・生活支援員活動回数:2,137回 |

| 事業 | 担当 | #D 214 #B | ±0.1/.=# | ### D | 士业 力 | 体系 | 丰业上 内 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|--------------|-----------------------|----------|----------------------------|----------|---|----------|---|
| 番号 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 69 | 保健福祉局 | 総務部 | 地域福祉·生活支援課地域 福祉推進係 | 211-2932 | 福祉のまち推進事業 | 12 | おおむね連合町内会単位に組織化されている市民による自主的な福祉活動を行う「地区福祉のまち推進センター」で、市民による支え合い活動を 推進センター」で、市民による支え合い活動を 推進するため、ひとり暮らしの高齢者などを対象 とした見守り・安否確認活動などを実施する。 | 0 | ・活動者数(集計中) ・援助世帯数(集計中) ※R7年9月頃に取りまとまる予定 【参考:R5年度実績】 ・活動者数:11,449人 ・援助世帯数:64,985世帯 |
| 70 | 保健福祉局 | 総務部 | 地域福祉·生活支援課地域 福祉推進係 | 211-2932 | 民生委員・児童委員活動 | 12 | 民生委員・児童委員が、地域住民からの各種相談に応じ、高齢者や障がい者などへの訪問により、見守り・安否確認など様々な活動を通じ、地域福祉の増進を図る。 | 0 | - 定数: 2,967人 - 相談: 支援件数: 集計中 - 訪問回数: 集計中 - 関係機関との連絡回数: 集計中 ※R7年7月頃に取りまとまる予定 【参考: R5年度実績】 - 定数: 2,967人 - 相談: 支援件数: 30,521 - 訪問回数: 577,198 - 関係機関との連絡回数: 54,494 |
| 71 | 保健福祉局 | 障がい保健福祉 部 | 障がい福祉課 | 211-2936 | 障がい者あんしん相談運 営事業 | 12 | 常設相談窓口を設置し、面談や電話により、障がい者の権利擁護などに係る相談に応じる。また、内容に応じて弁護士による法律相談を行うほか、必要に応じて関係行政機関等へ引継対応を行う。 | 0 | 令和6年度の相談件数:2,837件(うち、差別解消法に関わるもの7件) |
| 72 | 保健福祉局 | 障がい保健福祉 部 | 障がい福祉課 | 211-2936 | 相談支援事業における障がい者の総合相談支援・権利擁護 | 12 | 障がい者(児)や家族にとっての身近な相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供、各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う。 | 0 | 事業所数市内19箇所。 令和6年度の相談件数:154,575件 |
| 73 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者訴訟費用の貸付 | 13 | 消費者が、消費生活上の被害について事業者を相手に訴訟を提起する場合など(提起された場合も含む)に、一定の条件の下に訴訟経費を貸し付ける。 | _ | 貸付の申込なし。 |
| 74 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者団体訴訟の周知 | 13 | 消費者団体訴訟制度について理解を進めるため 周知を行い、また、集団的消費者被害回復訴訟が 提起された場合には、速やかに情報提供する。 | 0 | 札幌市公式HPにて、消費者団体訴訟制度に関する紹介ページを設けているほか、適格消費者団体に関するパンフレット等を相談窓口にて提供している。 |
| 75 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費生活審議会の充実 | 14 | 札幌市消費生活審議会の委員に市民からの公募 委員を加えることにより、消費者の意見を直接反 映させる。 | 0 | 2名の公募委員を選任しており、第4次消費者基本計画の進捗管理について審議を 行った。 |
| 76 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者の意見を踏まえた 消費者行政の推進 | 14 | 講師派遣講座におけるアンケートや相談事例、市 民アンケートなどから把握した消費者意識をふま え、消費者行政を推進する。 | 0 | ・講師派遣講座等の実施の際には、受講者等ヘアンケートを実施し、それを踏まえて今後の講座内容等について随時検討を行っている。 ・消費者センターに寄せられる消費生活相談を適宜集計し、件数の多い消費者トラブルなどについて、注意喚起等を行い、トラブルの拡大防止に努めている。 |

| 事業 | 担当 | 10.1446 | AD MATTER | ****** | +#4 | 体系 | + 114. + - | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|---------|------------------|----------|-----------------------------------|----|--|----------|--|
| 番号 | 局•区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 77 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課調查指導係 | 728-2111 | 市長申し出制度の活用 | 14 | 市長申し出制度を活用することにより、消費者の 権利等の侵害に対して迅速に対応する。 | | 該当事案なし。 |
| 78 | 総務局 | 広報部 | 市民の声を聞く課 | 211-2042 | 市政相談事業 | 14 | 市民から寄せられた消費者行政に対する要望・意見・苦情等の声については、内容を十分間き取りのうえ、文書にして担当部局へ送付し、申出人への回答や事務改善に向けた検討など、内容に応じた適切な対応にあたるよう依頼・調整する。 | 0 | ・市役所本庁舎1階市民の声を聞く課及び区役所にて相談を実施 ・令和6年度 32通 |
| 79 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係·調查指導係 | 211-2245 | 消費者団体との意見交換会の開催 | 15 | 各消費者団体の活動状況などの情報共有の場と して、消費者団体の意見交換会を開催する。 | 0 | ・特定適格消費者団体への委託事業の一環として、注目すべき消費者トラブル等に関する情報共有を実施。 |
| 80 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者の自主的な啓発の支援 | 15 | 講師を派遣して消費生活サポーター養成講座を 実施し、消費者の自主的な啓発の支援を行う。 | 0 | 令和6年9月に白石区東札幌図書館、令和7年2月に厚別図書館へ講師を派遣し、消費生活サポーター養成講座を実施。 |
| 81 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者団体への活動の場 の提供 | 15 | エルブラザに消費者団体として登録した団体に対し、消費者サロンなどを消費者団体活動の場として提供する。 | 0 | エルプラザに登録されている消費者団体に対し、活動の場として、消費者サロンや食材研究室の貸し出しを行った。 |
| 82 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 地産地消など持続可能な 消費の実践に向けた啓発 の推進 | 16 | 地産地消やフェアトレード、エシカル消費など、持続可能な消費の実践に向けた講座や啓発を実施する。 | 0 | ・フェアトレードやエシカル消費をテーマとした講師派遣講座を実施した。 ・11月に「土からお箸まで 知って未来を変えるエシカル消費」と題し、エシカル消費をテーマとした消費生活講座を実施した。 |
| 83 | まちづくり 政策局 | 総合交通計画部 | 都市交通課 | 211-2492 | 公共交通の利用促進 | 16 | 公共交通を軸とした交通体系の実現を目指して、「えきパスナビ」の利便性向上を図るほか、市民自らが過度の自動車利用を控え、公共交通へ自発的に転換することを促す取組を進める。 | 0 | 「えきパスナビ」により、市民等に公共交通機関の運行情報等を手軽に入手できる環境を提供。また、利用促進のため、ポスター、リーフレット等を利用したPRを実施した。 小学生のときから公共交通の重要性を認識し、積極的に利用するという交通行動を身に付けられるよう、「小学校における札幌らしい交通環境学習推進事業」を実施した。 |

| 事業 | 担当 | 40 V/ +0 | 4D M/ 500 | क -3 ⊽ ₽ | 市业 2 | 体系 | 市 张上帝 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|----|-----------|----------|-----------|----------------------|------------------------|----|--|----------|--|
| 番号 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 84 | 環境局 | 環境事業部 | 循環型社会推進課 | 211-2912 211-2928 | 新スリムシティさっぽろ計 画の推進 | 16 | 「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、講座や情報発信、リサイクル施設の見学会等を実施するほか、学校における環境教育の取組等を行い、啓発と環境教育を充実させる。 | 0 | 1. 講座や情報発信出前講座や、啓発施設でのイベント、教室、講座の開催などを通じて、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する普及啓発を行った。 ●出前講座・出前教室の実施出前講座・出前教室の実施出前講座・実施回数:78回参加者:2,237人】、出前教室【実施回数:136回参加者:10,068人】 ●リサイクルプラザ宮の沢【教室・講座などの開催回数:195回、参加者数:20,764人】【情報紙発行部数:37,600部】 2. リサイクル施設の見学会等 ●「ごみ処理施設等の見学会)清掃工場(3工場計) [実施回数:85回参加者:4,296名】 [実施回数:1回参加者:5名】 ブラスチック選別センター 【実施回数:1回参加者1,147名】 雑がみ選別センター 【実施回数:40回参加者1,147名】 神沼資源選別 「実施回数:46回参加者1,180名】 駒岡資源選別でンター 【実施回数:34回参加者1,180名】 駒岡資源選別での沢事業 【実施回数:2回】 |
| 85 | 環境局 | 環境事業部 | 循環型社会推進課 | 211-2928 | ごみ発生・排出抑制のため の行動の実践 | 16 | 食品口ス等のごみ減量につながる行動を展開することを目的に、市民・事業者・札幌市の協働で設立した「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」 (通称・さっぽろスリムネット)の一員として、ごみ減量に向けた市民、事業者の具体的な実践活動を支援するまた、リユースの促進やレジ袋削減に向けた取組を推進するほか、環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰を行う。 | 0 | 1. 「札幌ごみ減量実践活動ネットワーク」への支援 ●生ごみの減量・堆肥化を説明したDVDの貸出 ●生ごみ堆肥を、清掃事務所と地区リサイクルセンターで受け入れ、回収後に二次処理を行い、廃棄物の減量化に努めた。【受入数:1,579.2kg】 ●エコイベントの実施 ●フォーラムの実施【R7年3月開催】 2. リユースの促進に向けた取組 ●リユースイベントを地下歩行空間(チカホ)で開催し、リユース事業者の協力のもと、不要になった衣類・服飾品のリユース受付、古着の販売を実施【R6年11月】 ●リユースブラザにおいて、リュース家具の展示提供、ごみ減量講座などの開催及び各種イベントへの参加・開催などを通じ、市民に対し、リュース・リサイクルについての情報発信を行った。 【来場者数:30,048人、開催日数:156日、提供個数:1,032個】 3. レジ袋削減に向けた取り組みの推進 【計画記載番号2-(2)再掲】 4. 環境に配慮した店舗や事業者などの認定・表彰 ●容器包装の簡素化を実践している企業の取組の情報について、北海道容器包装の簡素化を進める連絡会による市役所ロビーパネル展示を実施【R6年10月開催】 |
| 86 | 環境局 | 環境事業部 | 循環型社会推進課 | 211-2928 | 市民による自主的な資源化の促進 | 16 | 市民が身近に取り組めるリサイクルの方法として 重要なしくみである集団資源回収の促進に取り 組むとともに、新聞紙、雑誌・段ボールや廃食油、 蛍光管などのリサイクルを進めるため、回収拠点 の利便性の向上に取り組む。また、生ごみ堆肥化 器材等の購入支援により、家庭内で実施するごみ 減量・リサイクルの取組を支援する。 | 0 | 1.集団資源回収の促進 ●集団資源回収【回収量:31,510t、奨励金交付団体数:4,326団体】 2.回収拠点の利便性の向上 ●蛍光管回収拠点(196カ所) ●古紙回収ボックス(19カ所) ●16cO(エコ)ボックス」の設置【39カ所】 ●古紙回収協力店【114カ所】 ●グンボール回収協力店【114カ所】 ●ガンボール回収協力店(50カ所】 ●古紙を回収するコンピニエンスストア【セイコーマート(332カ所、市内全店)】 ●廃食油回収拠点【403カ所】 ・小型家電【市有施設名カ所 回収拠点21カ所】 ・古著回収拠点【10カ所】 ・古書回収拠点【10カ所】 ・生ごみ堆肥回収拠点【9カ所】 ・地区リサイクルセンター【4カ所、23品目回収】 3. 生ごみ堆肥化機材などの購入支援 ●電動生ごみ処理機の購入助成【助成台数:421台】 ・コンポスターなどの購入助成【助成数:428個】 ・生ごみ堆肥化セミナーの開催及び堆肥化基材・ほかしの配布【セミナー:30回実施、参加者数:907人、堆肥化基材配布数:621袋、ぼかし配布数286袋】 ・生ごみ堆肥化学習会などへの講師派遣【派遣回数:15回実施、参加者数:271人】 |

| 事業 | 担当 | +D 31/ +D | +D >1/=m | 南 封亚口 | 市光力 | 体系 | 市类中央 | 事業実施状況(令和6年度) | | |
|------|-----|-----------|----------|--------------|---------------------------|----|--|---------------|---|--|
| 事業番号 | 局•区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 | |
| 87 | 環境局 | 環境事業部 | 循環型社会推進課 | 211-2928 | イベントにおけるごみ減 量・リサイクルの推進 | 16 | イベントにおけるごみ減量・リサイクルを進めるため、リユース食器などの貸し出しを行う。 | 0 | リュース食器をイベント主催団体へ貸し出した(リサイクルプラザ事業)。 【貸出件数: 5件】 | |
| 88 | 環境局 | 環境事業部 | 事業廃棄物課 | 211-2927 | 合併処理浄化槽設置費·維持管理費補助事業 | 16 | 下水道計画区域外の専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者又は設置している者に対し、河川等の良好な水環境保全のために、設置費及び維持管理費の一部を補助する。 | 0 | 【設置費補助】 補助件数 3件 補助額 3028千円 【改築費補助】 補助件数 10件 補助額 243千円 【維持管理費補助】 補助件数 132件 補助的額 5980千円 | |
| 89 | 環境局 | 環境事業部 | 事業廃棄物課 | 211-2927 | ポイ捨て等防止啓発・指導 | 16 | 「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」の啓発・指導業務のため、散乱等防止指導員を配置し、喫煙制限区域内での指導・過料徴収及び制限区域外の地下鉄駅周辺や大規模公園等での指導を行う。また条例を周知するため、ポスター掲示、リーフレットの配布などを行い、さらに喫煙制限区域内に路面ステッカーを貼付して周知を図る。 | 0 | ①地下鉄駅・車内、市電等及び大通公園内の掲示板などにポスター掲示(通年) ②ポイ捨て防止の周知動画を、街頭ビジョン・チカホなどで配信(2~3月) ③喫煙制限区域内の路面ステッカーについて、250枚貼り替え ④北海道電力ネットワークが所有する地上機器20基に広告を掲示 | |
| 90 | 環境局 | 環境事業部 | 事業廃棄物課 | 211-2927 | 飲食店等における食品ロス削減の推進 | 16 | 資源の有効活用や環境負荷への配慮から、「食品 ロス」(まだ食べられるのに、捨てられる食べ物) を減らすために、飲食店等における食べ残し削減 に関する普及啓発活動を行う。 | 0 | ①大型イベントにおいて、下記のとおり食品ロス削減ついて啓発を行った。・ライラックまつり(5月) 公式パンフレットへの広告掲載・夏まつり(7~8月) 公式パンフレットへの広告掲載・オータムフェスト(9月)公式パンフレットへの広告掲載のであ回収所に啓発ポスターを掲示・ミュンヘン・クリスマス市(11~12月)公式パンフレットへの広告掲載、啓発デザインを表示したポケットウェットティッシュ1,000個の会場内配布及びごみ回収所に啓発ポスターを掲示(20食品ロス削減月間である10月に、地下鉄駅掲示板におけるポスター掲示により啓発を行った。 ③大型街頭ビジョンでの啓発動画放映を実施(2~3月) (④市内飲食店に、食べ残しの持ち帰りの定着を促す「ドギーバッグ」の試行導入を実施(2~3月(22店舗730個配布))し、併せて啓発デザインを表示したポケットウェットティッシュ500個の店舗内配布を実施した。 | |
| 91 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 札幌市環境白書の発行 | 16 | 環境に関する情報を広く市民に提供し、環境問題 に対する理解を深めてもらうことを目的に、札幌 市の環境の状況や環境施策の実施状況等を分か りやすく紹介する。 | 0 | 掲載内容の見直しを行っており、令和6年中に環境白書本書及び概要版を発行した。 | |
| 92 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 環境保全アドバイザー制度 | 16 | 市民が環境保全について自主的に行う研修会、 講演会、自然観察会等にアドバイザーとして委嘱 した専門家を講師として派遣する。 | 0 | 派遣回数(令和7年3月31日時点):21回 | |
| 93 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 環境プラザの運営 | 16 | 札幌市における環境保全活動の拠点施設として、 展示物・パンフレット・ホームページ等により省エ ネルギー・省資源などのエコライフに関する情報 発信を行う。 | 0 | 常設展示だけでなく、体験の機会を提供する事業を実施するなど、エコライフや環境保全に関する普及啓発を行った。 ・利用者数(令和7年3月31日時点):46,753人 | |

| 事業 | 担当 | 担当部 | +□ 火=■ | 電話番号 | 市 | 体系区分 | 事業内容 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|-----|-----------|---------|----------|----------|--------------------------|------|---|----------|---|
| 番号 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 电話番号 | 事業名 | 区分 | 3.11.3.2 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 94 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 札幌市うちエコ診断 | 16 | 省エネや節電に詳しい専門の診断士が、家庭ごとのエネルギー使用状況を「見える化」しながら診断を行い、ライフスタイルの改善などのソフト対策から高効率省エネ機器への買い替え等のハード対策まで、短・中期的な視点からアドバイスや提案を行う。 | | インターネット上で個人が無料で実施できる「うちエコ診断Webサービス」や省エネ家電等の買い替えによる電気代、CO2排出量の削減量が確認できるWebサイト「しんきゅうさん」、北海道庁が開発した家庭におけるCO2排出量を可視化できるアプリ「北海道ゼロチャレ!家計簿」等のツールが出てきていることから、従来の札幌市うちエコ診断のあり方について検討し、実施を見送り。 |
| 95 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 第2次札幌市環境基本計 画の推進 | 16 | 「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、持続可能な都市の実現へ向け、市民や、事業者、行政等の各主体による取組の実践を促進するため、積極的な情報発信、連携体制の構築、協働取組の実施等により、市全体での持続可能な資源活用(消費)の促進を図る。 | 0 | 2018年3月に策定した「第2次札幌市環境基本計画」に基づき、SDGsの普及等、持続可能な都市の実現へ向けた様々な取組を実施した。 |
| 96 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 環境広場さっぽろ | 16 | 出展企業・団体の環境保全への取組や、環境に配慮した最先端の技術・製品等の紹介により、主にみらいを担う子どもたちが体験を通して環境についての気づきや学びを得ることができる「みらいを想う総合環境イベント」を開催する。 | 0 | ・イベント期間:令和6年8月24日(土)、25日(日) 各日10時~16時 ・来場者数: 18,111 ・参加企業・団体数: 187企業・団体 |
| 97 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | Think Green | 16 | 「次世代の子どもたちが笑顔で暮らせる持続可能な都市『環境首都・SAPP、RO』」の実現に向けて、市民一人ひとりが日々の暮らし方について意識を持ち、行動することが重要である。「Think Green」事業では、持続可能な暮らし方について考え、気づきを与える場や対話で学ぶ機会を創出する。併せて、そのような暮らし方を先導的に実践し、伝えていく人材を育成する。 | 0 | 気候変動対策・SDGs推進に向け、気候変動をはじめとする社会課題について話し合ったり、専門家からの学びを得たりしながら参加者同士がつながることができるワークショップ、「さっぽろ気候変動タウンミーティング2024」を実施・開催回数:全8回(令和6年11月~令和7年3月) |
| 98 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2877 | 札幌市気候変動対策行動計画の推進 | 16 | 「札幌市気候変動対策行動計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などの取組を推進していく。 | 0 | 「札幌市気候変動対策行動計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、令和4年度の温室効果ガス排出量や令和5年度の取組内容等をまとめた進行管理報告書を公表した。 |
| 99 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境政策課 | 211-2878 | ゼロエミッション自動車購入等補助制度 | 16 | ゼロエミッション自動車の普及を図るため、電気自動車、燃料電池自動車、V2H充電設備を購入する市民や事業者(リース事業者も対象)への補助を行う。また、集合住宅の管理組合や所有者等を対象に基礎充電設備設置の補助を行う。 | 0 | 昨年度より、補助対象や補助金額を見直し、電気自動車については補助金額を減額のうえ定額(EV10万円、軽EV5万円)とした。また、燃料電池自動車は補助金額を定額50万円としたほか、V2H充電設備は上限金額を25万円から15万円へ減額を行った。なお、令和6年度より、値引き後の税抜き価格が840万を超える高額車両は補助対象外とした。補助件数101件補助台数107件 ※自動車・V2H同時申請6件あり自動車・V2H同時申請6件あり自動車・75件 V2H 29件 普通充電設備 3件 |
| 100 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境エネルギー課 | 211-2872 | 再工 之省工之機器導入補助金 制度 | 16 | 再生可能エネルギー機器及び省エネルギー機器 の普及を図るため、太陽光発電、定置用蓄電池、 家庭用燃料電池、地中熱ヒートポンプシステム、ペ レットストーブを購入する市民への補助を行う。 | 0 | ・補助件数:859件 ※1件の申込に対し複数機種申請可能 太陽光発電補助件数:674件 定置用蓄電池補助件数:773件 家庭用燃料電池補助予定件数:75件 地中熱ヒートポンプシステム補助件数:2件 ペレットストーブ補助件数:14件 |
| 101 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境エネルギー課 | 211-2873 | 再工ネ機器導入初期費用ゼ 口事業補助金制度 | 16 | 再生可能エネルギー機器及び省エネルギー機器の普及を図るため、太陽光発電や定置用蓄電池を市民がリース又はPPA(電力購入契約)で導入する場合に、札幌市が事業者に補助金を交付することで、市民が事業者に支払う契約金額を低減する。 | 0 | ・補助件数:62件 ※1件の申込に対し複数機種申請可能 太陽光発電補助件数:61件 定置用蓄電池補助件数:3件 |

| 事業 | 担当 | 10 M 40 | 4D 1/45B | #### D | 主业 力 | 体系 | **** | | 事業実施状況(令和6年度) |
|-----|-----------|--------------|----------|----------|--------------------------|----|--|----------|---|
| 番号 | 担当 局·区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 102 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境エネルギー課 | 211-2874 | 自家消費型太陽光設備導入補助金制度 | 16 | 再生可能エネルギー機器及び省エネルギー機器の普及を図るため、自家消費型の太陽光発電設備と定置 用蓄電を導入する企業やマンション管理組合への補助を行う。 | 0 | ・補助件数:16件 ※太陽光発電に付帯する定置用蓄電池を同時申請可能 太陽光発電補助件数:16件 定置用蓄電池補助件数:16件 |
| 103 | 環境局 | 環境都市推進部 | 環境エネルギー課 | 211-2875 | 省エネ機器エネルギー源転換 補助金制度 | 16 | 省エネルギー機器の普及を図るため、暖房や給湯を 灯油から電気やガスへ転換する市民への補助を行う。 | 0 | ·補助件数:36件 高効率空調機:35件 高効率給湯機:1件 |
| 104 | 環境局 | 環境管理担当部 | 環境共生担当課 | 211-2879 | 生物多様性に配慮したライ フスタイルの促進 | 16 | 市民参加型イベントやパネル展の開催、日常での 行動例を紹介する「生物多様性さっぽろ実践ハン ドブック」の活用により、生物多様性の理解の向 上と生物多様性に配慮したライフスタイルの促進 を図る。 | 0 | 市民参加型の生き物調査「さっぽろ生き物さがし2024」や、円山動物園と共催の特別企画展、環境広場さっぽろ、CISEサイエンスフェスティバルへの出展など各種イベントや出前講座(実施回数:4回、参加者数:171人)の実施により、子どもから大人まで幅広い層に対し、普及啓発を行った。 |
| 105 | 都市局 | 市街地整備部 | 住宅課 | 211-2807 | 住宅エコリフォーム補助事業 | 16 | 住宅エコリフォーム条例に基づき、市民の省エネやパリアフリー改修工事にかかる経費の一部を補助する。 | 0 | 令和6年度 ·補助件数:1,316件 ·補助額:126,496千円 |
| 106 | 都市局 | 市街地整備部 | 住宅課 | 211-2807 | 高断熱·高気密住宅普及促進事業 | 16 | 温暖化対策推進のため、札幌市独自の高断熱・高 気密住宅の基準を定め、この住宅の普及を進め ることで、住宅の省エネルギー化を促進し、良質 な住宅ストックの形成を図る。 | 0 | 令和6年度 [札幌版次世代住宅] ・補助金総額:78,400千円 認定件数 : 38件 ブラチナ: 55,000千円/25件 ゴールド: 23,400千円/13件 シルバー: 0千円/0件 ・【既存集合住宅省エネ改修コンサルタント派遣事業】 診断棟数:3棟 |
| 107 | 教育委員会 | 学校支援担当部 | 学校給食課 | 211-3713 | さっぽろ学校給食フードリサイクル | 16 | 学校給食の調理くずや食べ残しの生ごみを堆肥化し、その堆肥で育てた野菜の学校給食への提供や、堆肥を活用した教材園等での栽培活動等、「さっぽろ学校給食フードリサイクル」を活用し、食育と環境教育の充実を図る。 | 0 | (1) フードリサイクル作物の学校給食への提供と食育・環境教育を進めている学校 全小中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校298校 (2) 生ごみ回収 回収対象校295校(100%)から回収 (3) フードリサイクル堆肥活用校 203校で実施 |
| 108 | 教育委員会 | 学校支援担当部 | 学校給食課 | 211-3713 | 学校における「地産地消」 に関する啓発 | 16 | 学校では、給食で積極的に地場産物を取り入れ、 栄養教諭が中核となり教職員と連携を図り、給食 時間や各教科等と関連付けながら学校教育活動 全体を通して、地産地消について食指導を進め る。 | 0 | (1) 学校給食における北海道産食材の使用 北海道産食材の使用割合(重量) 77%(令和5年度実績) (2) 地産地消について食指導を進めている学校 全小中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校298校 |
| 109 | 経済観光局 | 経営支援·雇用労働担当部 | 商業·経営支援課 | 211-2372 | カーボンニュートラル推進 資金 | 16 | 再エネ・省エネ設備、次世代自動車等を導入する中小企業を対象とした融資により、事業者のカーボンニュートラルの取組を支援する。 | 0 | 【新規融資実績】 融資実績:6件 融資金額:156,000千円 |

| 事業 | 担当 | +D >1/ +B | AD MARIE | ***** ******************************* | ±#.6 | 体系 | ±##±# | | 事業実施状況(令和6年度) |
|-----|-------|-----------|------------|--|-----------------------------------|----------|---|----------|--|
| 番号 | 局.区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績・特記事項等 |
| 110 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 各種講座の充実 | 17 | 消費者被害防止や衣・食・住に関する幅広い分野の講座や啓発を実施するとともに、オンライン等を活用した学びの機会の充実を図る。 | 0 | 料理教室の開催:全24回 |
| 111 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 各種教育機関向け派遣講座の充実 | 17 | 小・中・高等学校、大学、専門学校等の各種教育機関に対し、意見を取り入れた内容の講師派遣講座を実施する。 | 0 | ・・大学や専門学校、高校向けに、問題商法やインターネットトラブル等をテーマにした講師派遣講座を実施(8校・計16コマ・延べ1,158人受講)。 ・北海道教育大学札幌校向けに、消費者教育講座を2回実施した。 ・市内の各小・中学校からの依頼により、学校でのニーズに応じて、教員と講座内容を組み立てる「セミオーダー型」の講師派遣講座を実施(12校・計41コマ・延べ1,247人受講)。 |
| 112 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者団体との連携講座の実施 | 17 | 消費者団体等が市民を対象とした講座を実施する際に、会場の提供や、HPでの紹介を行うことで、連携を強化するとともに、市民に対する消費者教育の機会の充実を図る。 | 0 | ・(公社)札幌消費者協会が主催する地産地消応援講座など、消費者団体等の実施する本市の消費者行政とかかわりの深い事業について、会場提供及び周知の協力を行った。・・関係団体が開催する講座等の名義後援を行い、ホームページやX(旧Twitter)等による周知等の協力を行った。 |
| 113 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 若年者向け消費者教育教 材の作成・配布 | 17 | 小、中、高等学校や大学等の教育機関が消費者教育に取り組みやすくするため、授業等で活用できる消費者教育の教材の作成又は提供を行う。 | 0 | ・小学生向け消費者教育教材「しろうくまと知ろう!くらしと買い物」と教師用解説書を、市内の全小学校5年生へ配布した。 ・中学生向け消費者教育映像教材「マモル探偵のトラブル事件簿(クレジットカード編・通信販売編)」のワークシート、教員用解説書を、市内の全中学校へ配布した。 ・消費者庁作成の高校生向け教材「社会への扉」を、配布を希望する市内高校に配布した。 ・活者向けの教材(賃貸アパート編、マルチ・サイドビジネス商法編)について、市内の大学及び専門学校に配布した。 |
| 114 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 体験テスト講座 | 17 | 学校や市民グループなどからの依頼に応じ、食に関するものなど消費生活に関するテーマについて実験・実習を取り入れた講座を開催する。 | 0 | 消費生活講座や講師派遣講座において、試食を伴う食育に関する講座や、ゲームや工作を取り入れた親子で学べる体験型講座等を実施している。 |
| 115 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | ミニ講座 | 17 | 高齢者や障がい者等、悪質商法の標的になりやすい方に対する講座や啓発を実施する。 | 0 | 高齢者、障がい者を対象としたミニ講座を40回(受講者:819人)実施した。 【再掲38】 |
| 116 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 情報リテラシーに関する消 費者教育の推進 | 17 | 高度情報化社会において、誤った情報による混乱やトラブルを防ぐため、膨大な情報の中から、正確で必要な情報を選択し、正しく読み解く(=情報リテラシー)ための消費者教育を行う。 | 0 | 各種講座において、情報リテラシーの必要性に関する説明を盛り込んだ内容でを実施 している。 |
| 117 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 職域における消費者教育 の推進及び企業活動と協働した啓発活動 | 17 | 団体サポーター等を始め、企業と連携して事業活動を通じた顧客や消費者に対する啓発及び消費者教育の取組を推進する。 | 0 | ・札幌市西区ボランティア連絡会からの依頼で「健康食品との付き合い方」、NPO法人 札精援協からの依頼で「キャッシュレス決裁」、トヨタモビリティパーツ㈱北海道統括支 社からの依頼で「バランスのとれた食事とは」「健康食品の付き合い方」をテーマにし た講師派遣講座を実施。 ・日本生命札幌支社と連携し、毎月1,000枚みまもり通信を送付。営業活動などの際 に活用依頼。 ・株式会社HYKと連携し、冬道の滑り止め砂用ペットボトルのラベル及び同社のショッ プバッグに札幌市消費者センターの案内を掲載。 |

| 事業 | 担当 | 担当部 | +0 小== | क€1∓D | 市世夕 | 体系 区分 | 古类山穴 | | 事業実施状況(令和6年度) |
|-----|--------|--------|---------------------|--------------|-----------------------|----------|---|----------|---|
| 番号 | 局・区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 118 | 教育委員会 | 総務部 | 生涯学習推進課 | 211-3871 | さっぽろ市民カレッジ | 17 | 市民の学習ニーズに対応し、自発的な学習を支援するため、札幌市生涯学習センターなどで学習機会の提供を行う。本事業の学習コースの1つである「生活・消費コース」を中心に、消費者問題や環境・エネルギー関連など様々なテーマを取り上げ、消費者教育の啓発に役立つ内容の講座を実施する。 | 0 | 「生活・消費コース」を中心に、消費者の心理に基づくマーケティングや行動経済学に関する講座など、8講座を実施した。 (講座名) ・マーケティングを身につける・応用編~感情や心理は消費をどう変える?~ ・知らなきゃ損!?今注目の行動経済学~なぜ、それを買ってしまうのか~ ・薬の知識を高めよう~賢く付き合って健康管理~ ほか |
| 119 | 教育委員会 | 学校教育部 | 教育課程担当課 | 211-3891 | 学校教育における消費者 教育の推進 | 17 | 学習指導要領に基づき、小学校社会科及び家庭 科、中学校技術・家庭科(家庭分野)及び社会科 (公民的分野)等において、「身近な消費生活と環境」や「身近な消費者問題及び社会課題の解決や 公正な社会の形成」等について取り上げ、身近な ものの選び方や買い方、消費者としての権利や責 任、環境に配慮した生活の工夫等に関する学習を 推進する。 | 0 | 小中学校では、社会科の授業において、「身近な消費生活」や「消費者の権利と責任」、 家庭科及び技術・家庭科(家庭分野)の内容C「消費生活・環境」において、契約の仕組 みや購入の仕方、消費者被害の実態と予防等の学習を実施するとともに、国や地方公 共団体の消費者保護のための消費者行政について学習した。また、総合的な学習の時間においても、適切な消費行動と環境問題に関する学習を実施した。 |
| 120 | 子ども未来局 | 子ども育成部 | 子どもの権利推進課子ども 活動係 | 211-2942 | こどものまちミニさっぽろ 事業 | 17 | 子どもが働いて得た仮想通貨を使用して、自分の 判断で主体的に商品やサービスを選別し買い物 をする市内及びさっぽろ連携中枢都市圏の小学 3・4年生を対象とする職業体験イベントを開催す る。 | 0 | 令和6年度は、10月5日(土)〜10月6日(日)にアクセスサッポロにて開催。両日合わせて3,082人(10月5日の参加者数はこのうち1,522人)の子どもが参加し、会場内に設置した56のブースで体験活動を行った。 |
| 121 | 保健福祉局 | 保健所 | 動物愛護管理センター | 736- 6134 | 犬猫はじめて講習会 | 17 | 犬猫をこれまで飼養したことがなく、今後飼養を 検討している方を対象として、飼養管理のポイン トやマナーを講義する。 | 0 | 式のしつけ・マナー教室 はじめて保護猫セミナー ベットの健康セミナー 〜犬編〜 ベットの健康セミナー 〜猫編〜 人とペットの共生セミナー 〜ペットと最期まで暮らすために〜 人とペットの災害対策セミナー どうぶつあいこでミナー 飼い主のいない猫対策セミナー シェルター・メディスン・セミナー |
| 122 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費生活に関する情報提 供内容の充実 | 18 | 消費者トラブルなどに関する情報について、市の 広報誌やラジオ番組を活用した情報提供を行う。 | 0 | ・令和7年2月24日(月)にラジオ番組にて、賃貸アパートなどの消費者トラブルについて周知・啓発を行った。 |
| 123 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 「消費者月間」事業の実施 | 18 | 消費者啓発の一層の推進を目的として定められる、毎年5月の「消費者月間」における事業として、道や道警などの関係機関と連携した啓発を実施する。 | 0 | ・5月20日(月)にチ・カ・ホ 北3条交差点広場(西)で、北海道、札幌市、北海道立消費 生活センター、札幌市消費者センター、北海道警察などと共催で街頭啓発イベントを開催した。 (来場者数1,467名) ・中央図書館の展示室で、消費者トラブル防止を目的としたパネル展示を行い、啓発 パンフレットの配架も行った。 |
| 124 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者センター展示コーナーからの情報発信 | 18 | 消費者センター展示コーナーにおいて、商品選択 に必要な基礎的な知識や暮らしに役立つ知識の 普及と啓発を行う。 | 0 | 各種リーフレットや石油製品小売価格等の啓発資料を常置している他、様々なトピックをテーマとした特別パネル展も実施している。令和6年度は以下のテーマのパネル展を実施。 ・デジタル時代に求められる消費者力とは ・クイズで深堀り!自転車用ヘルメット ・地理的表示(GI)保護制度〜第2回移動消費者の部屋〜 ・再チェック!「災害への備え」 |
| 125 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者トラブルの啓発冊 子等の作成 | 18 | 悪質商法等による消費者トラブルの未然防止の ため、悪質商法等の事例と対処方法を紹介したパ ンフレット等を作成、配布する。 | 0 | ・特商法や消契法について分かりやすくまとめた冊子「消費者トラブルに備えよう!」 と悪質な消費者トラブルとその対処方法を一覧にした冊子「こんな手口に気をつけよ う」といった啓発物を、講師派遣講座の派遣先などに機会のあるごとに配布した。 |

| 事業 | 担当 | +□ \/ ÷r | +D.1/=# | क -₹#₽ | 市 ₩.47 | 体系 | 市 ₩ b co | | 事業実施状況(令和6年度) |
|-----|-------|----------|------------|---------------|----------------------------|----|---|----------|---|
| 番号 | 局・区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施 状況 | 実績·特記事項等 |
| 126 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | SNS等を活用した若者向 け啓発 | 18 | 成年年齢の引下げを受け、若年層の特性を考慮 した内容の啓発材を活用し、SNS等の若年層が 多く利用する各種媒体での啓発を行う。 | 0 | ・市公式YouTubeチャンネルにおいて、各種消費者教育映像・啓発動画を公開している。 ・本市X(旧Twitter)において、若年層に多い「副業」「美容医療」「ロードサービス」などのトラブルについて投稿(消費者庁等の投稿の再投稿を含む)し、注意喚起を行った。 ・令和6年7~8月にかけて、ロードサービスに関するトラブルに係る啓発動画をYouTube及びTyerにWEB広告を配信し、併せて相談先としての消費者センター及び消費者ホットライン「188」の周知を実施した。【再掲49】 |
| 127 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | デジタル技術を活用した啓発 | 18 | 消費者トラブルなどに関する情報について、多くの人に行き届くよう、デジタル技術の活用も含め様々な媒体を用いた情報提供を行う。 | 0 | ・消費者庁や独立行政法人国民生活センターが発表する注意喚起情報を参考に、本市ホームページにおいて消費者トラブル事例を紹介している。 ・消費者庁等のX(旧Twitter)での配信内容を本市Xにより再投稿し、市民への周知を図っている。 ・令和7年1月にInstagramを開設し、消費者トラブルの紹介や注意喚起情報を投稿している。 |
| 128 | 保健福祉局 | ウェルネス推進部 | ウェルネス推進課 | 211-3516 | 外食料理及び加工食品の 栄養表示推進事業(1) | 18 | ■ 食育に関する会議の開催 外食料理栄養成分表示の推進事業を市民団体、 企業等に理解してもらうことと、事業の効果的な 進め方に助言を得る。 | 0 | 「札幌市食育推進会議」 令和6年度 1回実施 「札幌市食育推進会議 さっぽろウェルネス(タベル)健康対策検討部会」 令和6年度 1回実施 |
| 129 | 保健福祉局 | ウェルネス推進部 | ウェルネス推進課 | 211-3516 | 外食料理及び加工食品の 栄養表示推進事業(2) | 18 | ■「栄養成分表示の店」の普及 飲食店等が市民の健康に配慮した食事の提供が 図れるように、「栄養成分表示」や「健康に配慮し たメニュー」を行っているお店を募集し、登録証 明書(ステッカー)を交付する。 | 0 | ○「栄養成分表示の店」 登録店舗数 1,166店 ○インターネットを利用した情報提供 「栄養成分表示の店」等登録店の掲載 |
| 130 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 食品衛生に関する情報の提供 | 18 | 食品衛生情報誌「キッチンメール」の発行、各種ハンドブックやパンフレット等の配布、食品衛生パネル展やイベント等における正しい手洗方法等の啓発、ホームページへの情報掲載等により、食品衛生に関する最新の情報の提供や、正しい知識の普及啓発を図る。 | 0 | キッチンメールを1回(10,000部)発行し、配布した。また、「食のまち・さっぽろフェスト」等を開催して、市民に広く食品衛生情報を提供した。各種ハンドブックの配布や講習会の実施も継続して実施している。 |
| 131 | 保健福祉局 | 保健所 | 食の安全推進課 | 622-5174 | 食中毒警報の発令 | 18 | 近年市内においてカンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が多発していることから、食中毒の発生が危惧される時期には、食中毒警報やノロウイルス食中毒注意報を発令し、市民、食品営業者などに注意喚起する。 | 0 | 【食中毒警報】 ・6月~9月の間、計14回、延べ71日間発令した。 【ノロウイルス食中毒注意報及び警報】 ・ノロウイルス食中毒注意報:1回延べ49日間発令 ・ノロウイルス食中毒警報:1回延べ14日間発令 |
| 132 | 保健福祉局 | 保健所 | 生活環境課 | 622-5165 | 環境衛生等に関する啓発 事業 | 18 | 環境衛生に関する啓発事業を継続的に実施し、衛生害虫等の発生や駆除方法、シックハウス対策やその他室内環境の改善方法などの正しい知識を市民に広く知らせていく。 | 0 | 生活衛生知識の普及・啓発の一環として、ハチに関する情報を広報さっぽろに掲載、札幌市公式LINE、札幌市公式Xに投稿したほか、市民がいつでも情報を入手できるよう、衛生害虫や室内環境に係る情報をホームページで公開した。 |
| 133 | 経済観光局 | 中央卸売市場 | 経営支援課 | 611-3114 | 各種料理教室の開催 | 18 | 料理を通じて水産物や青果物に対する知識を深めてもらうこと等を目的に、卸売業者、仲卸組合、小売組合等が共同で運営する団体が、一般、親子、夫婦、男性を対象にした各種料理教室を、中央卸売市場や区民センター等で開催する。また、市内の保育園や小学校に出向いて授業や調理実習を行う。 | 0 | 料理教室の開催:全24回 |

| 事業 | 担当 | +口业如 | 和水量 | 泰託妥口 | 市 | 体系 | 古光小の | | 事業実施状況(令和6年度) |
|-----|-------|-------|----------------------|--------------|----------------------|----|---|------|---|
| 番号 | 局・区 | 担当部 | 担当課 | 電話番号 | 事業名 | 区分 | 事業内容 | 実施状況 | 実績·特記事項等 |
| 134 | 消防局 | 予防部 | 予防課 | 215-2040 | 住宅防火対策(1) | 18 | ■ 高齢者防火対策連携事業 福祉行政や在宅福祉サービス事業者等との連携 協力により、高齢者への注意喚起等を通じた火災 被害の軽減を図る。 | 0 | 〇高齢者関係団体の広報誌への防火記事掲載及び施設へのポスター掲示による火災 予防を実施。 〇町内会や防火委員等へ「火の用心だより」の送付やメール配信を通して、高齢者に おける防火への取組を実施。 〇民生委員を通して、高齢者宅への防火広報ちらしを配布。 〇出張講座を希望したコミュニティに対して、自動消火装置設置費助成事業や住宅火 災についての火災予防広報を実施。 〇市内介護事業者の希望者を募り、高齢者世帯の火災の傾向等について研修を実施。 |
| 135 | 消防局 | 予防部 | 予防課 | 215-2040 | 住宅防火対策(2) | 18 | ■ 住宅用火災警報器設置促進・維持管理広報 住宅用火災警報器の設置促進と適切な維持管理 について広報の強化を図る。 | 0 | ○民間企業との協力により、顧客へのちらし配布や企業広報誌等を活用した火災予防 広報の実施(「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクト) ○火の用心だよりや札幌市公式ホームページのほか、消防局公式SNSにおいて、住宅 用火災警報器の設置、本体交換、点検等について広報を実施 ○消防出初式等の消防局主催イベントにて広報ブースを設け、広報活動を展開 ○ファイターズ・パナソニックと連携して住警器広報ちらし及びポスターを作成し、イベント等で市民へ配布 |
| 136 | 消防局 | 予防部 | 查察規制課 | 215-2050 | 危険物の安全確保の推進 | 18 | 「危険物安全週間」(毎年6月 全国的展開)において、ポスターの掲出及びSNSを活用した広報等により、市民生活に浸透している危険物(ガソリン、灯油等)の安全に関する情報提供及び適正な取扱い方法などの啓発を行う。 | 0 | 〇局庁舎及び各消防署において啓発ポスター掲示した。 〇SNS(X(旧Twitter))への投稿により、市民へ身近な危険物(ガソリン、灯油等)の 安全に関する情報提供及び適正な取扱い方法について広報を実施した。 〇各区役所モニター、地下歩行空間及び市政PRコーナーに設置された大型ビジョン を活用し、身近な危険物への注意喚起をテーマに市民に情報を発信した。 |
| 137 | 消防局 | 予防部 | 查察規制課 | 215- 2050 | 違反公表制度による情報 提供 | 18 | ホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令による設置義務があるにもかかわらず未設置の建物を札幌市公式ホームページに公表し、利用者へ防火安全に関する情報提供を行う。 | 0 | 令和6年度中、6件の建物の情報を新規に公表した。 3月末時点で、ホームページに4件の建物の情報を公表中である。 |
| 138 | 消防局 | 予防部 | 查察規制課 | 215-2050 | 防火対象物定期点検報告 制度 | 18 | 一定の規模、用途の建物を火災予防に関する専門知識を有する資格者が点検を行い、基準に適合している場合には点検済みの表示を行うことができ、その表示により利用者へ防火安全に関する情報提供を行う。 | 0 | 令和6年度中の防火対象物点検の報告件数は、1858件である。(令和7年3月末時点) なお、同時点において、防火対象物点検特例認定している件数は、383件である。 |
| 139 | 消防局 | 予防部 | 查察規制課 | 215-2050 | 札幌市防火優良対象物表 示公表制度 | 18 | 申請のあったホテルや旅館等の法令等の適合状況を審査し、基準に適合したホテルや旅館等に対して適合マークを交付するとともに、適合マークを交付したホテルや旅館等の情報を札幌市公式ホームページに公表し、利用者へ防火安全に対する情報を提供を行う。 | 0 | 令和7年3月末時点で、74件の宿泊施設に表示マーク(金マーク64件、銀マーク10件)を交付し、札幌市公式ホームページ上で公表している。 |
| 140 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係·調 查指導係 | 211-2245 | 北海道との連携の推進 | 18 | 北海道立消費生活センターとの情報交換会や、共 催による啓発事業等を実施します。 | 0 | ・5月20日(月)にチ・カ・ホ 北3条交差点広場(西)で、北海道、札幌市、北海道立消費 生活センター、札幌市消費者センター、北海道警察などと共催で街頭啓発イベントを開催した。 (来場者数1,467名)【再掲123】 |
| 141 | 市民文化局 | 市民生活部 | 消費生活課消費生活係 | 211-2245 | 消費者問題等に係る関係行政機関との連携 | 18 | 国や北海道などが主催する会議に随時参加し、主 催者及び参加自治体などとの情報交換などを行 う。 | 0 | 各会議に出席し、他の自治体等と情報交換を行った。 (出席会議) ・全国消費生活センター所長会議(WEB開催) ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議(WEB開催) ・都道府県等消費者行政担当課長会議(WEB開催) ・消費者行政ブロック会議及びブロック別消費生活センター所長会議(WEB開催) |

| 事業番号 | 担当 | 担当部 | +D 1/-== | 電話番号 | 事業名 | 体系 区分 | 事業内容 | 事業実施状況(令和6年度) | | |
|------|-----------|-------|----------|----------|------------------|----------|---|---------------|---|--|
| 番号 | 担当 局·区 | | 担当課 | | | 区分 | | 実施 状況 | 実績·特記事項等 | |
| 142 | 2 教育委員会 | 中央図書館 | 利用サービス課 | 208-1113 | 図書館資料を通じた情報提供 | 18 | 図書・情報館では「消費者トラブル」というテーマの棚 を設け関連の図書や関係機関のパンフレットを配架 し、利用者に情報提供している。 | | ①暮らしに役立つ情報提供の一環として、「消費者トラブル」をテーマとした棚を常設し、関連の図書や消費者庁をはじめとした関係機関のパンフレットを配架。 し、関連の図書や消費者庁ラブルの相談に対応できるよう専門機関による相談窓口を月2回開設。(R6通期実績:開設数23回、相談件数36件 ※実績には消費者トラブル以外の相談内容も含む) | |
| 143 | 3 保健福祉局 | 保健所 | 医務薬事課医務係 | 622-5162 | 医務関係施設対策に対する支援事業 | 2 | 医療機関の従事者を対象とした医療安全対策等に関する研修会を開催する。 | 0 | 医療従事者を対象とした医療安全対策講習会及び院内感染対策セミナーを開催した。 | |